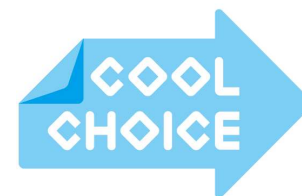


平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(木質バイオマス資源の持続的活用による
再生可能エネルギー導入計画策定事業)
(経済産業省連携事業)

(公募の概要)

平成30年6月
一般社団法人 環境技術普及促進協会



目次

1. 事業の目的
2. 事業の概要
3. 事業の流れ
4. 本事業における留意事項等
5. 応募の方法
6. お問い合わせ先

参考資料

1. 事業の目的

- 木質バイオマス資源を持続的に活用することにより、地域の低炭素化を実現する
- 森林等の保全・再生等の活動を通じた生物多様性の保全に貢献する
- 木質バイオマス資源の循環だけでなく地域内で資金を循環させることにより、自然共生社会の実現を目指す

2. 事業の概要①イメージ



2. 事業の概要②要件

以下①～④のすべてを満足すること

- ① 「温対法」第19条第2項に基づく実行計画等、環境に係る計画に位置付けられた若しくは位置付けようとしている事業であること
- ② 森林等に賦存する木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー使用設備導入等に向けた調査の実施及び計画の策定を行う事業であること
- ③ 本事業実施年度の翌年度から3年以内に設備導入等を行い、二酸化炭素排出量の削減が確実に見込まれること
- ④ 都道府県及び市町村において、木質バイオマス資源の活用予定の地域が重複することが無いように調整が済んでいること

2. 事業の概要③補助金額と補助対象経費

対象事業者	補助金額*1	補助対象経費
・都道府県 ・政令指定都市 ・複数の地方公共団体 による共同申請	定 額 上限2,000万円	事業を行うために必要な業務費*2並びにその他必要な経費で協会が承認した経費
・政令指定都市以外の 市町村 ・特別区	定 額 上限1,500万円	

*1 平成30年度の補助金総額は、約5億円です。

*2 業務費

賃金、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費

2. 事業の概要④補助対象経費の例

補助対象経費の例

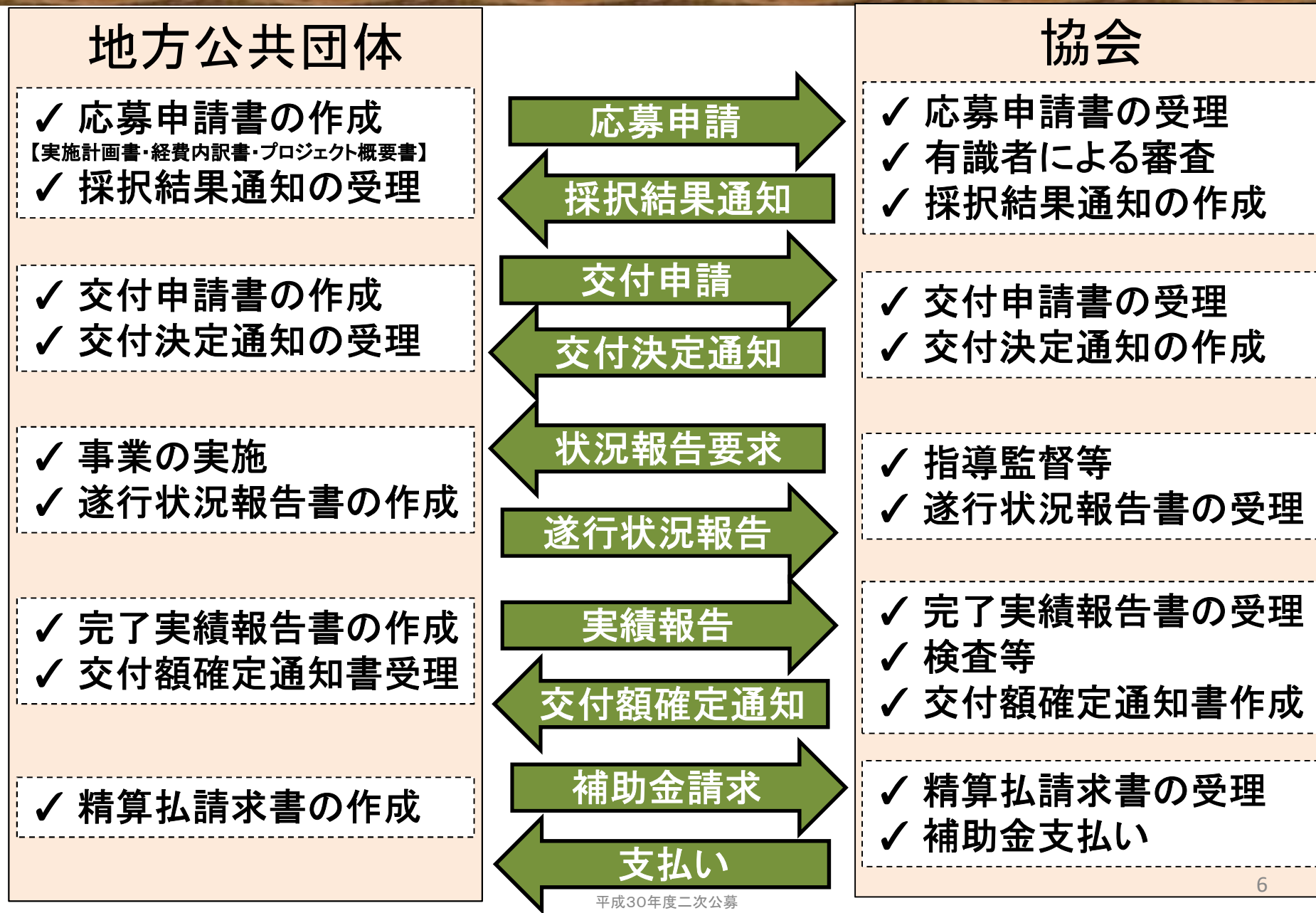
- ・当該業務を実施するためだけに必要な業務補助を行う臨時職員に対する給与(※業務日誌等が必要)
- ・協議会等に出席した外部専門家等に対する諸謝金、旅費(※委員報酬及び旅費規程等を提出すること)
- ・木質バイオマス資源の賦存量調査や設備設計等、特殊な技能又は資格を必要とする業務を外注する場合に要する経費

細分(諸謝金、旅費、委託料等)に計上していない費用を計上する場合、また、15%を超えて配分を変更する場合は、手続きが必要となるため、協議会開催経費、専門業者への委託料等を適切に計上すること。

補助対象外経費の例

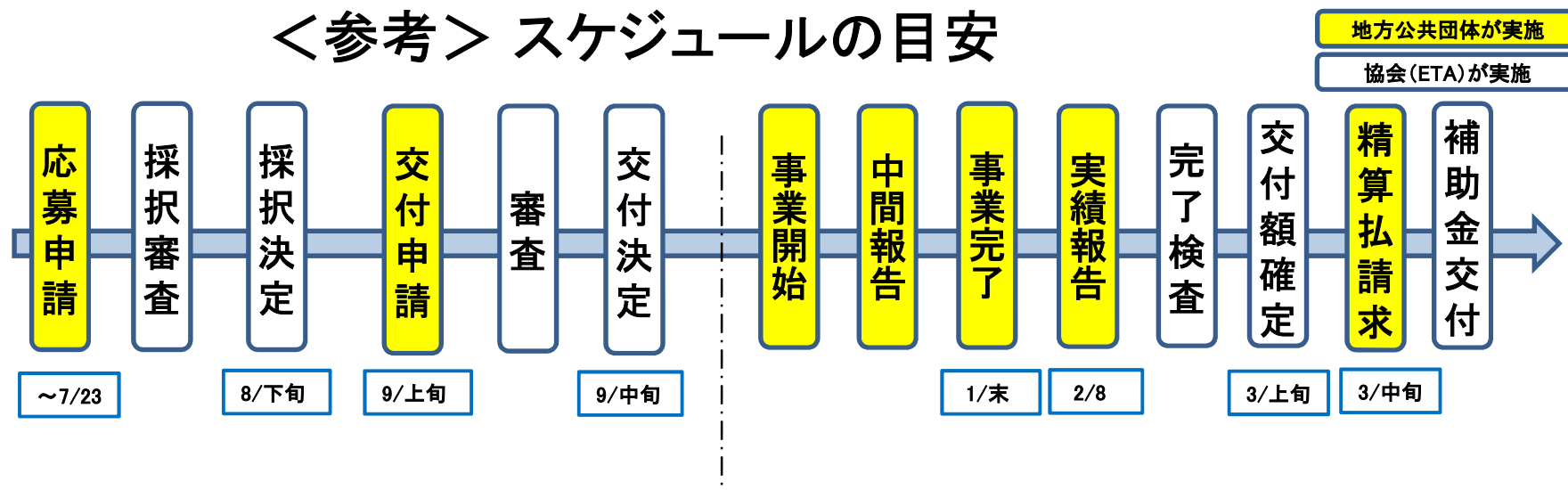
- ・地方公共団体職員の人件費及び社会保険料
- ・事業成果報告会等、本計画策定事業に直接関係のない会議に係る経費
- ・海外視察や視察人数が多いなど、必要性が認められない高額な旅費
- ・CO2削減効果のない、ペレット加工などの燃料製造設備設計のみの計画策定に係る経費
- ・CO2削減に対して効果的な設備を検討する調査研究に係る経費
- ・コピー用紙、メジャー等汎用性があり、本補助事業のみに使用されたことを証明することが困難な消耗品費
- ・本補助金への応募・申請・報告手続きに係る経費

3. 事業の流れ<全体>



3. 事業の流れ＜スケジュールの目安＞

＜参考＞ スケジュールの目安



- 事業実施期間は、交付年度の2月末まで、完了実績報告の提出は、事業完了30日以内、または3月10日（本年度は3月8日）の早い方が期限です。
- 手続等に要する期間を勘案し、すべての事務手続きを年度内に完了できる計画としてください。
- 採択通知後の交付申請書提出、交付決定通知後の事業開始（契約等）、交付額確定通知後の精算払請求書の提出等は速やかに実施してください。

3. 事業の流れ<スケジュール①>

【公募期間】

平成30年6月26日から平成30年7月23日15時まで

【応募申請後の流れ】

1. 審査による選定

- ・外部有識者により構成される審査委員会による審査を経て、採択事業を選定。
- ・協会から選定結果を通知。
(公募締切後、約1ヶ月程度所要)

2. 交付申請

- ・選定結果の通知を受け、2週間以内に選定された地方公共団体から協会へ交付申請書を提出。

3. 事業の流れ<スケジュール②>

3. 交付決定

- ・交付申請の内容を審査し、補助金交付が適当と認められたものについて交付の決定を行う。

4. 事業の開始

- ・協会からの交付決定受理後、事業を開始。

※他の事業者(コンサルタント等)等と発注・契約を締結する場合、事前の準備行為は認められるが、発注・契約日については、交付決定日以降とすること。

5. 補助事業の計画変更

- ・補助事業の内容を変更しようとするときは、計画変更承認申請書を協会へ提出すること。(ただし、軽微な変更*は除く)

* 軽微な変更

経費配分の変更:各配分額のいずれか低い額の15%以内の変更

事業内容の変更:補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更

3. 事業の流れ<スケジュール③>

6. 実績報告書及び補助金額の確定

- ・事業完了後30日以内又は当該年度の3月10日（本年度は3月8日）のいずれか早い日までに実績報告書を協会へ提出すること。
- ・上記日程は提出期限であり、余裕をもって、協会が推奨する目安（平成31年2月8日）までに提出することが望ましい。
- ・書類審査及び現地調査等により、補助事業の結果が適当と認められたとき、補助金額を確定し、補助事業者に通知する。

7. 補助金の支払

- ・精算払請求書を協会へ提出すること。受理後、協会から補助金の支払を行う。

3. 事業の流れ<審査のポイント①>

【実施計画書】

➤事業内容

- ・事業実施後に確実な設備導入等が見込めるか。
- ・木質バイオマス資源の調査対象や地域が明確であり、持続的に活用できる実現性があるか。

➤事業の効果

- ・二酸化炭素排出削減効果がどの程度見込めるか。
- ・生物多様性保全効果がどの程度見込めるか。
- ・地域活性効果などの地域課題を解決する副次的効果があるか。

➤実施体制等

- ・進捗管理など、事業を確実に遂行できる実施体制となっているか。

➤事業スケジュール

- ・事業のスケジュールが明確に示され、2月末までに事業の完了が見込めるか。

3. 事業の流れ<審査のポイント②>

【経費内訳】

➤補助対象経費

- ・補助対象経費内訳、見積書、積算書等の積算は正しいか。
- ・補助対象経費の範囲設定は適切か。

【プロジェクト概要書】

➤現状分析

- ・地域内の二酸化炭素排出分析が適切になされているか。

➤実行計画等への活かし方

- ・二酸化炭素排出削減効果の把握方法が適切で、実行計画への活かし方が明確となっているか。
- ・生物多様性保全効果の把握方法が適切で、実行計画への活かし方が明確となっているか。

4. 本事業における留意事項等①

1. 基本的な事項

本補助金の交付については、当該交付規程等の定めるところによる。万が一、これらの規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置が取られることがあるので、制度について十分理解の上、応募すること。

2. 補助金の経理等について

(1) 補助事業の経費

他の経理と明確に区分して経理管理すること。帳簿及び証拠書類は、補助事業完了年度終了後5年間保存すること。

(2) 補助事業における利益等排除

補助対象経費の中に関係会社等に対し支払った経費がある場合、利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とすること。

(3) 取得財産について

本事業において、財産の取得は認めていない。

4. 本事業における留意事項等②

3. 協会による指導

(1) 中間報告(10月下旬～11月上旬予定)

補助事業の適正かつ円滑な実施のため、事業の遂行状況(契約状況、計画の策定調査の実施状況)について報告を求める。なお、審査委員会での報告を協会より依頼することがある。

(2) 現地調査

補助事業の適正かつ円滑な実施のため、必要に応じて現地調査等を実施する。

4. 完了検査

事業完了時に協会が検査を行う。検査については、現地又は協会が指定する場所で行う。

5. 応募の方法①

➤協会のホームページに掲載の【応募申請書作成要領】を参照の上、記入用紙をダウンロードして書類を作成すること。

➤応募書類

1. 応募様式

- ・様式1 応募申請書
- ・様式2 実施計画書
- ・様式3 経費内訳
- ・様式4 プロジェクト概要書

2. 申請年度の予算書

3. その他参考資料

※共同申請の場合、2については、代表事業者だけでなくすべての事業者の書類提出が必要。

5. 応募の方法②

➤提出方法

持参又は郵送(書類書留等配達記録がわかるもの)

応募書類のCD-ROM(電子媒体)1枚、その他必要な参考資料等を必ず入れて提出してください。(電子媒体にも、地方公共団体名を必ず記載してください)

➤提出先

〒534-0024

大阪府大阪市都島区東野田町2丁目5番10号 京橋プラザビル6F

一般社団法人 環境技術普及促進協会 「木質バイオマス事業」担当宛

➤公募締切日時

平成30年7月23日(月) 15時(必着)

受付期間以降に協会に到着した書類については、いかなる理由があっても応募を受け付けません(遅延が協会の事情に起因する場合は除く。)。十分な余裕をもって応募してください。

6. お問い合わせについて

公募全般に対するお問い合わせは、電子メールを利用し、メール件名に、以下の例のように応募事業者名を記入してください。また、メール末尾にご担当の連絡先(所属、氏名、電話番号、メールアドレス)も記入してください。

<メール件名記入例>

【〇〇県△△市】「木質バイオマス事業について問い合わせ」

<お問い合わせ先>

一般社団法人 環境技術普及促進協会
メールアドレス: wbio3@eta.or.jp

<お問い合わせ期間>

平成30年6月26日(火)～平成30年7月18日(水)

参考資料

➤ 交付規程

➤ 公募要領

➤ Q&A集